

人愛幸せを求めて①

2003~2012
国連識学の10年

めぐる人々に教育を

新市誕生にあたって

先月22日に、三原市、本郷町、久井町、大和町がひとつになり新・三原市が誕生しました。

新しい三原市を建設し

ていく計画の中には、さまざまな施策が盛り込まれていきます。その中には、一人ひとりが輝くまちをつくる計画があり、人権が尊重され、人がふれあい、ともに参画するまちづくりを進めることにしています。

20世紀は、科学技術が著しく発展した反面、たび重なる戦争などで尊い人命が失われ、人権の存在そのものが脅かされてきたこともありました。今、私たちは、21世紀を迎えています。今世紀こそ「人権の世紀」にしなければなりません。この言葉には、すべて

の人々の人権が尊重される平和で心豊かな社会が、実現することへの願望と期待と決意が込められています。私たち一人ひとりが人権について考え、人権尊重の精神を生活の中で具体化することが必要です。



今月からこのコーナーで、人権に関するいろいろな問題について取り上げ、市民が愛情をもってお互いを認め合う関係をつくり、生きがいのある幸せな生活をおくることのできるまちにしていくには、どうしたらよいか、一緒に考えてみたいと思います。
(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(市民の作品)

人権を守る心の輪を広げ

つらい話を聞いて



1

消費生活相談

《相談内容》

アンケートに応募したら、「商品券が当たりました」と5日前に電話で呼び出され、行ってみると、4~5時間にわたり、海外旅行が格安になる会員権を勧められました。さらに「海外旅行で困らないように」と、英会話教材も勧められ、合計で82万円の契約をしてしまいました。支払いが困難なので解約したいのですが。

《アドバイス》

電話や郵便などで「プレゼントを取りに来てください」などと、販売目的を隠して、消費者を営業所などに呼び出し、商品やサービスを売りつける商法をアポイントメントセールスとい

商品券が当たったと
呼び出されると

アポイントメントセールスは、たとえ営業所で契約した場合でも、訪問販売にあたり、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件で解約することができます。

「帰りたい」と言ったのに、帰らせてもらえず、その結果、契約した場合などは、クーリング・オフ期間にかかわらず、消費者契約法により、契約の取消しを主張することができます。

消費生活相談室

☎0848(8)0506

とき 土・日曜日、祝日を
除く 月～金曜日

10時～16時

ところ 市役所本庁(5階)

今月から、消費生活相談室は、サン・シープラザから市役所本庁(5階)へ移転します。

問い合わせ先 商工振興課

☎0848(6)6072

FAX 0848(6)4103